次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第3項及び農業経営基盤強化促進法等の一部改正する法律（令和4年5月27日法律第56号）附則第10条の規定に基づき、下記の間、公益財団法人熊本県農業公社において公衆の縦覧に供する。

１ 縦覧の期間 ： 令和5年　12 月　5 日　～　令和5年　12 月　11 日

２ 農用地利用集積等促進計画・農用地利用集積計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地 （※同一地番は、期間借地によるもの）	貸借期間	
	年	月
宇土市栗崎町字上竹32-1	5	
宇土市栗崎町字上竹32-2	5	
宇土市栗崎町字上竹32-3	5	